

平成30年度当初予算

支出科目	款：国民健康保険事業 款：民生費	項：保険給付費等交付金 項：社会福祉費	目：保険給付費等交付金 外 目：国民健康保険指導費
担当課	医療介護保険課、国保県単位化推進担当		
事業名	国民健康保険事業費特別会計（一部国庫）【新規】		

目 的

平成30年度から、県も国民健康保険の保険者として財政運営の責任主体となることに伴い、改正後の国民健康保険法第10条に基づき特別会計を設置する。

事業説明

対象者

市町など

事業内容

(単位：千円)

区 分	内 容	負担割合	要求額
保険給付費等交付金	市町に対して、疾病及び負傷に対する給付費のほか出産育児一時金、葬祭費並びに保健事業費を負担する。	国41/100 県9/100 など	210,537,426
後期高齢者支援金等	後期高齢者医療に係る費用の一部を社会保険診療報酬支払基金に対して拠出する。	—	32,824,523
前期高齢者納付金等	医療保険者間における前期高齢者の偏在による負担の不均衡を調整するため、社会保険診療報酬支払基金に対して拠出する。	—	111,714
介護納付金	介護給付費・地域支援事業支援納付金について、社会保険診療報酬支払基金に対して拠出する。	—	10,577,591
病床転換支援金等	病床転換支援金等について、社会保険診療報酬支払基金に対して拠出する。	—	203
共同事業拠出金	高額な医療費に関する財政負担を緩和し、保険料（税）の平準化を図るため、国民健康保険中央会に対して拠出する。	—	209,869
基金積立金	国民健康保険財政安定化基金の積増しのために国から交付される補助金を基金に積み立てる。	国10/10	603,793
総務費	運営協議会開催経費、広島県国民健康保険団体連合会負担金ほか	—	12,498
特別会計合計			254,877,617
一般会計	国民健康保険事業費特別会計繰出金 一般会計からの国民健康保険事業費特別会計への繰出	—	14,762,362

成果目標

県と市町が連携して、国民皆保険を支える持続可能な国民健康保険制度として運営

事業費

(単位：千円)

	事業費	財 源 内 訳								
		分担金・負担金	国庫支出金	療養給付費等交付金	前期高齢者交付金	共同事業交付金	財産収入	繰入金	一般財源	
要求額	特別会計	254,877,617	78,350,822	66,459,528	954,478	93,798,608	209,638	73	15,104,470	—
	一般会計	14,762,362	—	—	—	—	—	—	—	14,762,362
前年度当初予算額	特別会計	0	0	0	0	0	0	0	0	—
	一般会計	17,319,144	—	—	—	—	—	—	—	17,319,144

平成30年度 国民健康保険事業特別会計 予算の概要

1 要旨

平成30年度改正後の国民健康保険法第10条の規定により、国民健康保険に関する収入及び支出について、特別会計を設置する。

2 基本方針

○ 保険料水準の統一

被保険者の公平性を優先的に確保するとともに、保険者としての公平性に配慮し、激変緩和措置期間終了後に、統一保険料率（同一の所得水準・世帯構成であれば県内どこに住んでいても同一の保険料（税）になること）をベースに市町ごとの収納率を反映した準統一の保険料率の実現を図り、将来的には完全な統一保険料率を目指す。

- ・事業費納付金の算定：統一保険料率を基本として、医療費水準の市町間格差を反映せずに算定（納付金等基礎額を市町ごとの所得水準、被保険者数、世帯数に応じて按分）
- ・標準保険料率の算定：収納率の市町間格差を反映した準統一の保険料率を算定

○ 激変緩和措置

・市町ごとの1人当たり保険料収納必要額（本来集めるべき保険料総額の一人分）が一定割合を超えて増加しないように、公費を用いた激変緩和措置（6年間）を実施。

○ 平成30年度の1人当たり保険料収納必要額【全県】

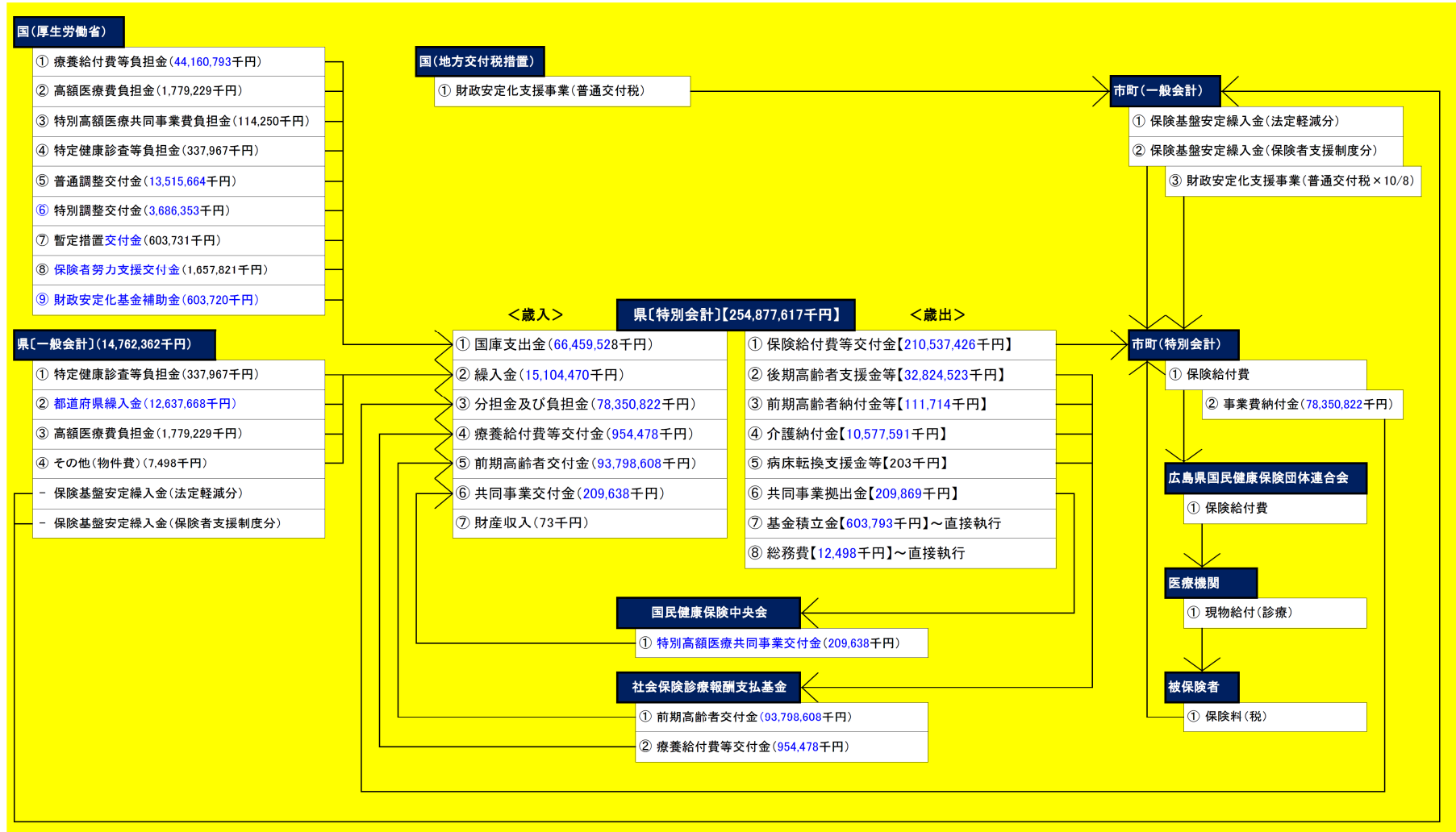
区分	平成28年度実績	統一保険料率ベース	激変緩和措置適用後
法定外繰入後	121,889円	127,213円	123,236円
法定外繰入前	123,596円		

3 総括表

（単位：千円）

区分		要求	
歳出	保険給付費等交付金	210,537,426	・・・疾病・負傷の療養給付費等（市町）
	後期高齢者支援金等	32,824,523	・・・後期高齢者医療に係る保険者負担（支払基金）
	前期高齢者納付金等	111,714	・・・前期高齢者に係る保険者間の費用負担調整（支払基金）
	介護納付金	10,577,591	・・・介護給付費・地域支援事業支援納付金（支払基金）
	病床転換支援金等	203	・・・病床転換助成事業に係る保険者負担（支払基金）
	共同事業拠出金	209,869	・・・高額医療費に係る財政負担調整（国保中央会）
	基金積立金	603,793	・・・国保財政安定化基金運用収益の積立
	総務費	12,498	・・・運営協議会開催経費等
合計	254,877,617		
歳入	分担金及び負担金	78,350,822	・・・事業費納付金（市町）
	国庫支出金	66,459,528	・・・定率国庫負担、国調整交付金等
	療養給付費等交付金	954,478	・・・退職者医療制度に係る医療給付費等（支払基金）
	前期高齢者交付金	93,798,608	・・・前期高齢者に係る保険者間の費用負担調整（支払基金）
	共同事業交付金	209,638	・・・高額医療費に係る財政負担調整（国保中央会）
	財産収入	73	・・・国保財政安定化基金運用収益
	繰入金	15,104,470	
	一般会計繰入金	14,762,362	・・・法定の一般会計繰入金
	財政安定化基金繰入金	342,108	・・・特例基金事業分（激変緩和、財政基盤強化）
合計	254,877,617		
差引	0		

平成30年度以降の国保財政の基本的な枠組みについて



※【 】書きは、国民健康保険事業特別会計の歳出、()書きは、同会計の歳入を表す(いずれも平成30年度当初予算ベース)。

平成30年度の国保財政

(平成30年度 国予算案ベース)

医療給付費等総額： 約111,800億円
(下線は国保改革による変更点)

出典：厚生労働省|国民健康保険課資料を一部加工

市町村への地方財政措置：1,000億円

保険者努力支援制度

○ 都道府県・市町村の医療費適正化、予防・健康づくり等の取組状況に応じ支援。
※4 予算案：約670億円

特別高額医療費共同事業

○ 著しく高額な医療費(1件420万円超)について、都道府県からの拠出金を財源に全国で費用負担を調整。国は予算の範囲内で一部を負担。 予算案：60億円

高額医療費負担金

○ 高額な医療費(1件80万円超)の発生による国保財政の急激な影響の緩和を図るため、国と都道府県が高額医療費の1/4ずつを負担
事業規模：3,600億円

保険者支援制度

○ 低所得者数に応じ、保険料額の一定割合を公費で支援
事業規模：2,600億円
(国 1/2、都道府県 1/4、市町村 1/4)

保険料軽減制度

○ 低所得者の保険料軽減分を公費で支援。
事業規模：4,500億円
(都道府県 3/4、市町村 1/4)

財政安定化支援事業

保険者努力支援制度

特別高額医療費共同事業

高額医療費負担金

保険料

(27,000億円)

法定外一般会計繰入
約3,000億円 ※2

保険者支援制度

保険料軽減制度

調整交付金(国)

(9%)※1

8,200億円

定率国庫負担

(32%)※1

23,000億円

都道府県繰入金

(9%)※1

6,400億円

前期高齢者交付金

36,400億円

※3

調整交付金(国)

○ 普通調整交付金(7%)
都道府県間の財政力の不均衡を調整するために交付。

○ 特別調整交付金(2%)
画一的な測定方法によって、措置できない都道府県・市町村の特別の事情(災害等)を考慮して交付。

前期高齢者交付金

○ 国保・被用者保険の65歳から74歳の前期高齢者の偏在による保険者間の負担の不均衡を、各保険者の加入者数に応じて調整。(市町村単位→都道府県単位の交付に)

公費負担額

国計： 34,200億円

都道府県計： 11,400億円

市町村計： 1,700億円

※1 それぞれ保険給付費等の9%、32%、9%の割合を基本とするが、定率国庫負担等のうち一定額について、財政調整機能を強化する観点から国の調整交付金に振りかえる等の法律上の措置がある
※2 平成27年度決算(速報値)における決算補填等の目的の一般会計繰入の額
※3 退職被保険者を除いて算定した前期高齢者交付金額であり、実際の交付額とは異なる
※4 別途、平成29年度に特例基金に措置した500億円のうち170億円を活用